

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（用語の意義）</p> <p>第 2 条 〔略〕</p> <p>2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域（特別区の存する区域にあってはその全地域）をいい、外国にあっては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める地域をいうものとする。</p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第 3 条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 前 3 項の規定により、旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に、<u>次条第 3 項</u>の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を、旅費として支給することができる。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第 4 条 〔略〕</p> | <p>〔同左〕</p> <p>第 2 条 〔略〕</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、<u>職員の給与に関する条例（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 9 号）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表（一）（以下「行政職給料表（一）」という。）により定められた当該級の職務をいい、行政職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける者については、任命権者が人事委員会と協議して定めるこれらに相当する職務をいうものとする。</u></p> <p>3 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 3 条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 <u>第 1 項から前項までの規定により、旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に、第 4 条第 3 項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を、旅費として支給することができる。</u></p> <p>5 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 4 条 〔略〕</p> |

2 〔略〕

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）によってこれをしなければならない。ただし、旅行命令簿等による時間的余裕がないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。

5 〔略〕

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 〔略〕

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 〔略〕

（旅費の種類）

第6条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9～12 〔略〕

（旅費の計算）

2 〔略〕

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）によってこれをしなければならない。ただし、旅行命令簿等によるいとまのないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。

5 〔略〕

〔同左〕

第5条 〔略〕

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 〔略〕

〔同左〕

第6条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当りの定額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

9～12 〔略〕

〔同左〕

第7条 〔略〕

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額とする。

2 〔略〕

第12条 削除

（鉄道賃）

第20条 〔略〕

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1)・(2) 〔略〕

3 〔略〕

（船賃）

第21条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

(1)～(6) 〔略〕

2 〔略〕

（扶養親族移転料）

第29条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

第7条 〔略〕

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額とする。

2 〔略〕

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中において、職務の級の変更のあったときは、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

〔同左〕

第20条 〔略〕

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

(1)・(2) 〔略〕

3 〔略〕

〔同左〕

第21条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

(1)～(6) 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第29条 〔同左〕

(1) 〔同左〕

イ 12歳以上の者については、その移  
転の際における職員相当の鉄道賃、船  
賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、  
宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の  
2に相当する額

ロ・ハ 〔略〕

(2) 〔略〕

2 〔略〕

(鉄道賃)

第32条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客  
運賃（以下この条において「運賃」とい  
う。）、急行料金及び寝台料金（これらの  
ものに対する通行税を含む。）のそれぞれの  
範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する  
線路による旅行の場合には、最上級の直  
近下位の級の運賃

(2) 〔略〕

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行  
の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 〔略〕

(5) 公務上の必要により別に急行料金又は  
寝台料金を必要とした場合には、前各号  
に規定する運賃のほか、急行料金又は寝  
台料金

(船賃)

第33条 船賃の額は、次に規定する旅客運  
賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この  
条において「運賃」という。）及び寝台料  
金（これらのものに対する通行税を含む。）  
のそれぞれの範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する  
船舶による旅行の場合には、最上級の運  
賃とし、最上級の運賃をさらに2以上に  
区分する船舶による旅行の場合には、次  
に規定する運賃

イ 12歳以上の者については、その移  
転の際における職員相当の鉄道賃、船  
賃、航空賃及び車賃の全額、並びに日  
当、宿泊料食卓料及び着後手当の3分  
の2に相当する額

ロ・ハ 〔略〕

(2) 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第32条 〔同左〕

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する  
線路による旅行の場合には、次に規定す  
る運賃

イ 6級以上の職務にある者については、  
最上級の運賃

ロ 5級以下の職務にある者については、  
最上級の直近下位の級の運賃

(2) 〔略〕

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行  
の場合にはその乗車に要する運賃

(4) 〔略〕

(5) 公務上の必要により別に急行料金又は  
寝台料金を必要とした場合には、前4号  
に規定する運賃のほか、急行料金又は寝  
台料金

〔同左〕

第33条 〔同左〕

(1) 〔同左〕

イ 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の2階級下位の級の運賃

ロ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

ハ [略]

(2)～(4) [略]

(旅費の特例)

第44条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

別表第2

外国旅行の旅費

日当、宿泊料及び食卓料

| 日当（1日につき） |        |        |        | 宿泊料（1夜につき） |         |         |         | 食卓料（1夜につき） |
|-----------|--------|--------|--------|------------|---------|---------|---------|------------|
| 指定都市      | 甲地方    | 乙地方    | 丙地方    | 指定都市       | 甲地方     | 乙地方     | 丙地方     |            |
| 6,200円    | 5,200円 | 4,200円 | 3,800円 | 19,300円    | 16,100円 | 12,900円 | 11,600円 | 5,800円     |

備考

1 指定都市とは、人事委員会が定める

イ 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、6級以上の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃、5級以下の職務にある者については6級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

ロ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、6級以上の職務にある者については中級の運賃、5級以下の職務にある者については、下級の運賃

ハ [略]

(2)～(4) [略]

[同左]

第44条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用にみたないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はそのみたない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

別表第2

外国旅行の旅費

日当、宿泊料及び食卓料

| 区 分         | 日当（1日につき） |        |        |        | 宿泊料（1夜につき） |         |         |         | 食卓料（1夜につき） |
|-------------|-----------|--------|--------|--------|------------|---------|---------|---------|------------|
|             | 指定都市      | 甲地方    | 乙地方    | 丙地方    | 指定都市       | 甲地方     | 乙地方     | 丙地方     |            |
| 8級以上の職務にある者 | 8,300円    | 7,000円 | 5,600円 | 5,100円 | 25,700円    | 21,500円 | 17,200円 | 15,500円 | 7,700円     |
| 7級及び6級      | 7,200円    | 6,200円 | 5,000円 | 4,500円 | 22,500円    | 18,800円 | 15,100円 | 13,500円 | 6,700円     |

都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として人事委員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会が定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として人事委員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会が定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

|                    |               |               |               |               |                |                |                |                |               |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| <u>の職務にある者</u>     | <u>円</u>      | <u>円</u>      | <u>円</u>      | <u>円</u>      | <u>円</u>       | <u>円</u>       | <u>円</u>       | <u>円</u>       | <u>円</u>      |
| <u>5級以下の職務にある者</u> | <u>6,200円</u> | <u>5,200円</u> | <u>4,200円</u> | <u>3,800円</u> | <u>19,300円</u> | <u>16,100円</u> | <u>12,900円</u> | <u>11,600円</u> | <u>5,800円</u> |

備考

1・2 〔同左〕

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。